

新監査公表第9号

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和3年12月23日

新潟市監査委員 高井 昭一郎  
 同 伊藤 秀夫  
 同 五十嵐 完二  
 同 串田 修平

平成30年度包括外部監査テーマ  
 「水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等		
			第1回	第2回	第3回
126	下水道部 (経営企画課)	<b>指摘 No.13</b> <b>IV 下水道事業に関する事項</b> <b>3 料金設定及び徴収</b> <b>下水道料金支払拒否者に対する下水道料金の徴収</b>  下水道料金支払拒否者に対する下水道料金債権の滞納額が多額となり、一部の滞納債権が時効となっている事例があった。時効処理となる前のもっと早期の段階で、強制執行などにより滞納額を回収すべきであったと考える。	今後は下水道使用料のみの支払拒否者が発生しないようにするとともに、当該対象者に対しては令和元年度中に給水停止措置の実施について水道局と協議を進めます。 また、給水停止措置後も納付がない場合は滞納処分を実施します。  <b>【検討中】</b>	水道局と協議した結果、水道料金は納付しているため、給水停止措置は困難との結論に至りました。 当該対象者に対しては、下水道部で平成29年3月に制定した「公共下水道使用料の滞納整理事務取扱基準」に沿って、訪問、文書催告など必要な滞納整理を進めていきます。  <b>【検討中】</b>	当該対象者に対しては、今年度、訪問・文書催告を行いました。納付がないため、財産(預金)調査を開始しました。その結果を踏まえ、「公共下水道使用料の滞納整理事務取扱基準」に基づき、今年度中に滞納処分を行います。  <b>【検討中】</b>

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、不措置とすることを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定です。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。